

平成20年度

まちづくり推進課
関係予算概要

平成20年1月

国土交通省都市・地域整備局
まちづくり推進課

目 次

I	平成20年度予算事業費・国費総括表	1
II	主な新規施策・拡充等	
	○ 地域の活性化に向けた取組の推進	2
	1. まち再生総合支援事業の拡充	3
	2. まちづくり交付金の拡充	4
	3.暮らし・にぎわい再生事業の拡充	6
	4. 都市再生総合整備事業の拡充	7
	5. 都市防災総合推進事業の拡充	8
	6. 重点施策推進要望に係る施策	10
III	事業別概要	
	1. まちづくり交付金	11
	2. 都市再生総合整備事業	13
	3. まち再生総合支援事業	16
	4. 都市防災総合推進事業	18
	5. 暮らし・にぎわい再生事業	20
	6. 都市開発事業調査	22
	7. 独立行政法人都市再生機構	23
	8. 民間都市開発推進機構	25
	9. 都市開発資金	27
	10. 都市災害復旧事業	30
	11. 特殊地下壕対策事業	31
IV	行政経費の概要	32
V	政策金融の概要	35
VI	参 考	
	事業計画、資金計画	36

I. 平成20年度予算事業費・国費総括表

(単位：百万円)

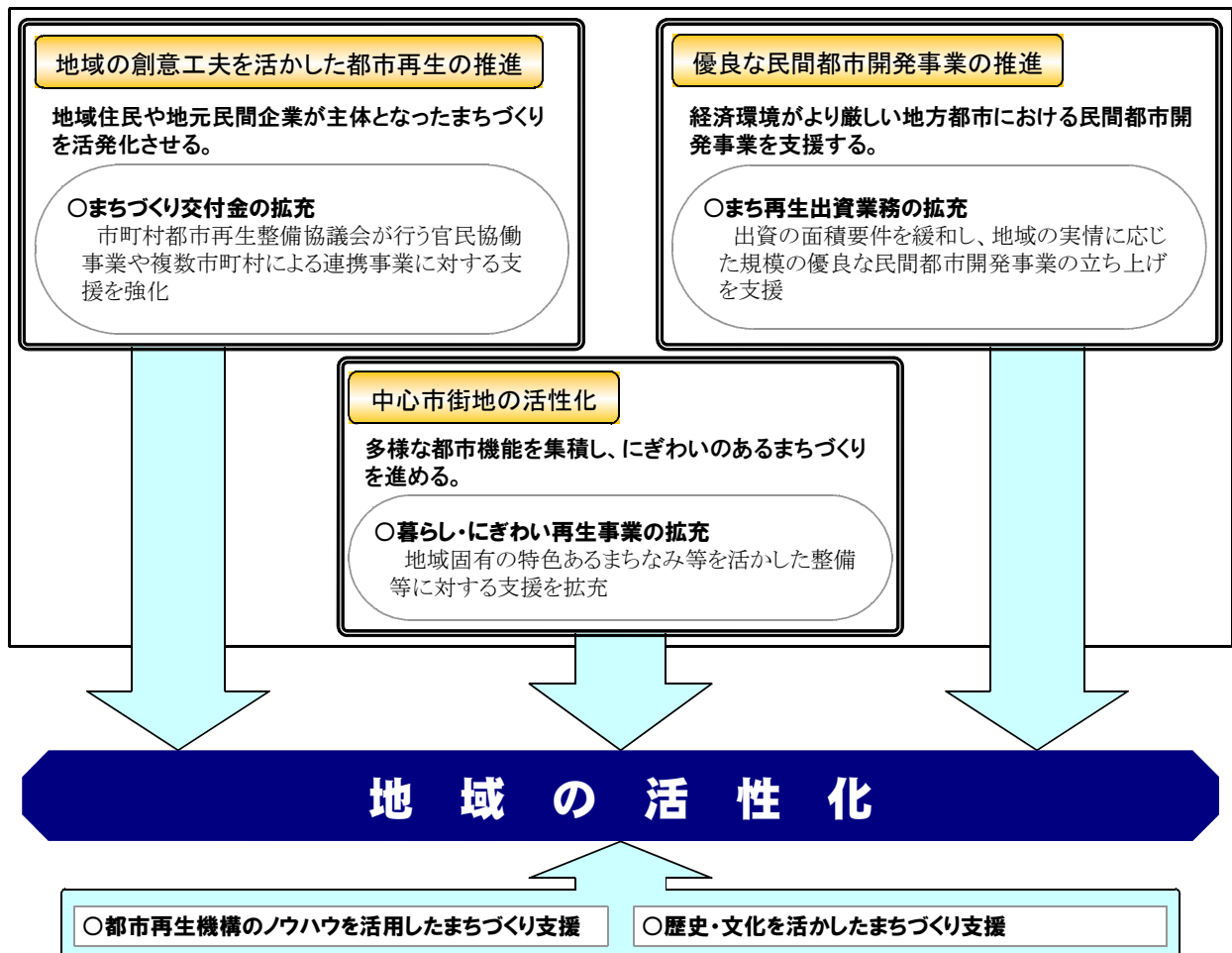
区 分	平成20年度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
都 市 環 境 整 備	827,963	274,436	819,535	272,592	1.01	1.01
市 街 地 整 備	823,763	272,336	815,135	270,392	1.01	1.01
まちづくり交付金	640,000	251,000	612,000	243,000	1.05	1.03
都市再生推進事業	11,064	8,650	11,403	8,938	0.97	0.97
都市再生総合整備事業	5,385	2,971	5,666	3,201	0.95	0.93
都市再生総合整備事業	3,683	1,723	3,764	1,776	0.98	0.97
土地集約・整形化有効利用等推進計画作成事業	1,702	1,248	1,902	1,425	0.89	0.88
まち再生総合支援事業	5,679	5,679	5,737	5,737	0.99	0.99
都市防災推進事業	5,125	2,500	3,846	1,832	1.33	1.36
都市防災総合推進事業	5,125	2,500	3,846	1,832	1.33	1.36
市街地再開発事業等	16,799	6,000	15,134	5,400	1.11	1.11
暮らし・にぎわい再生事業	16,799	6,000	15,134	5,400	1.11	1.11
都市開発事業調査	390	390	402	402	0.97	0.97
独立行政法人都市再生機構	118,201	3,600	139,961	10,600	0.84	0.34
民間都市開発推進機構	21,160	196	21,244	220	1.00	0.89
都市開発資金	11,024	0	11,145	0	0.99	—
用地先行取得資金融資	3,024	0	3,045	0	0.99	—
都市再生機構事業資金融資	200	0	200	0	1.00	—
民間都市開発推進資金融資	7,800	0	7,900	0	0.99	—
道路環境整備(都市再生)	4,200	2,100	4,400	2,200	0.95	0.95
災 害 関 係	868	538	868	538	1.00	1.00
都市災害復旧事業	368	288	368	288	1.00	1.00
特殊地下壕対策事業	500	250	500	250	1.00	1.00
合 計	828,831	274,974	820,403	273,130	1.01	1.01

- (注) 1. 平成20年度には、重点施策推進要望に係る施策として、事業費 45,897百万円、国費 18,000百万円を含む。
2. 暮らし・にぎわい再生事業は、市街地整備課所管分を含む。また、同事業は、この他に住宅局所管分がある。
3. 独立行政法人都市再生機構には、都市機能更新事業、防災環境軸整備事業、土地有効利用事業、防災公園街区整備事業、宅地供給推進事業及びまちなか再生・まちなか居住推進事業の合計額を計上している。また、住宅局所管分を含む。
4. 民間都市開発推進機構の事業費は、土地取得・譲渡事業、債務保証事業、まち再生総合支援事業に係るものを除いている。また、国費は土地取得・譲渡事業に係る補給金である。
5. 都市開発資金の用地先行取得資金には、防災緑地分を含む。

Ⅱ. 主な新規施策・拡充等

○ 地域の活性化に向けた取組の推進

地方都市では、郊外化が進み、中心部や既成市街地において商業、公益、居住など多様な都市機能が不足しているほか、地域ぐるみでのまちづくり気運や民間投資も不十分であるなど様々な課題を抱えている。このため、地域住民や地元民間企業が主体となったまちづくりを活発化させ、地域経済・社会の活性化を図るため、地域の創意工夫を活かしたまちづくり支援や地域の実情に応じた民間都市開発事業等を支援する。



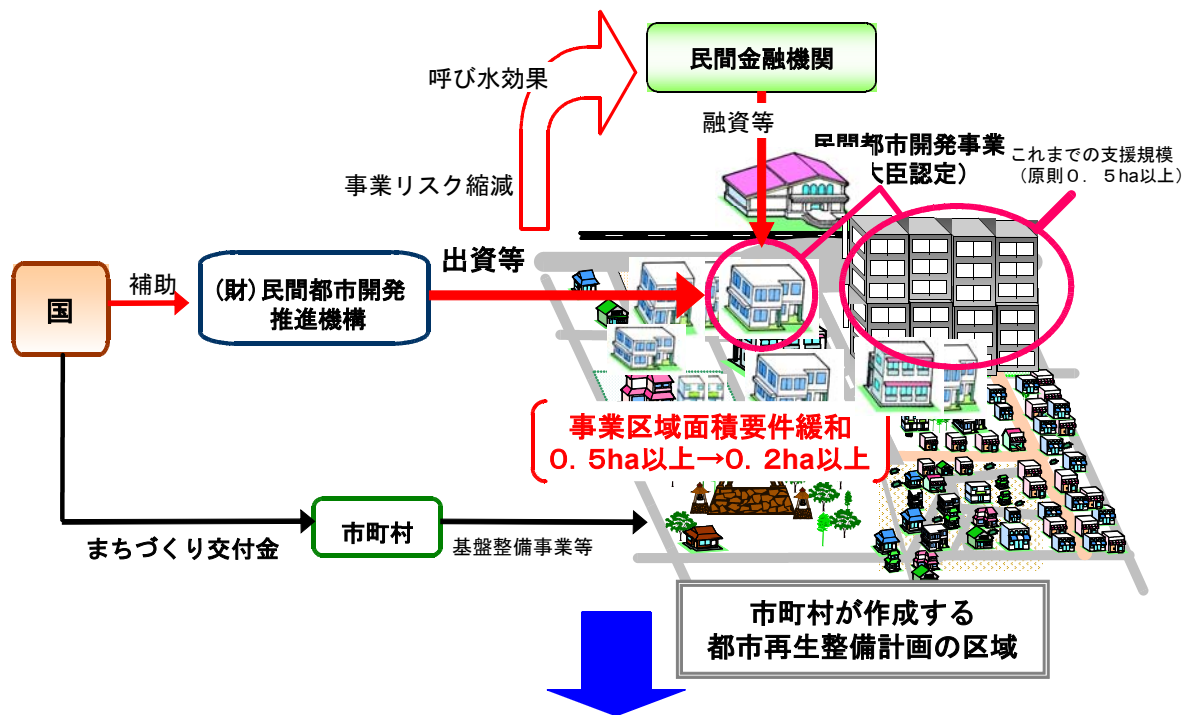
1. まち再生総合支援事業の拡充

○ まち再生出資業務の拡充

地方都市における優良な民間都市開発事業を推進し、地域の活性化を図るため、地域の実情に応じた比較的小規模な事業についても資金調達の円滑化が図られるよう、民間都市開発推進機構のまち再生出資業務に係る事業区域面積要件の緩和を行う。

事業費 52億円（1.09倍）、国費 52億円（1.09倍）

- ・三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等の区域及び政令指定都市を除く地域においては、都市再生整備計画の区域内（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律に基づく重点地区を含む。）における事業区域面積0.2ha以上の民間都市開発事業で国土交通大臣の認定を受けたものに対しても、まち再生出資業務により支援を行うこととする（現行、原則0.5ha以上）。



地域の活性化のため、地域の実情に応じた小規模で優良な民間都市開発事業を推進

2. まちづくり交付金の拡充

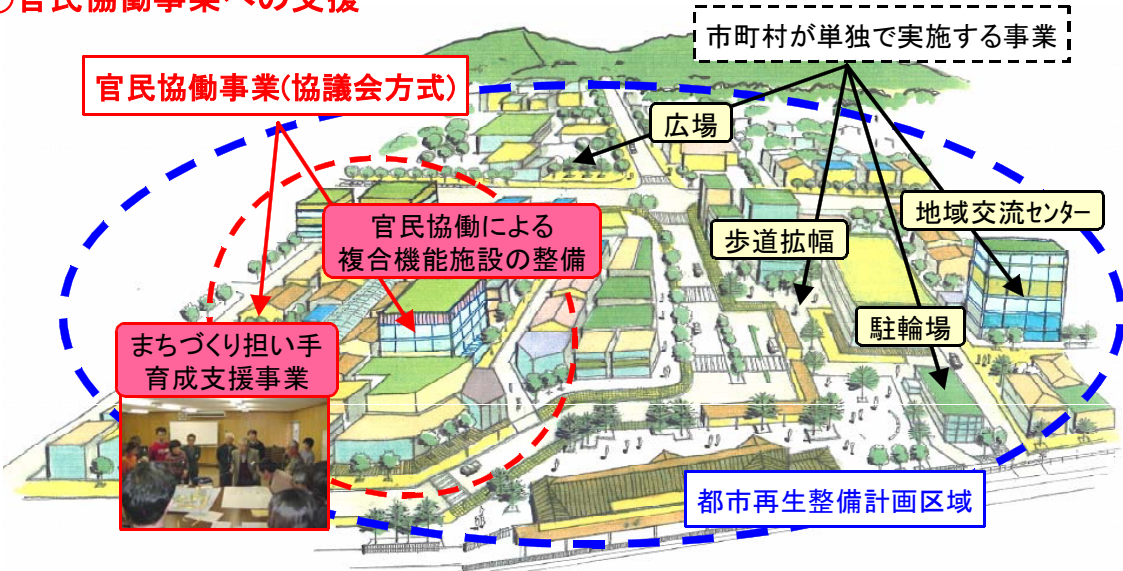
地域の創意工夫を活かした全国都市再生の推進をより一層図るため、まちづくり交付金の事業規模の拡大を図る。

事業費 6,400億円(1.05倍)、国費 2,510億円(1.03倍)

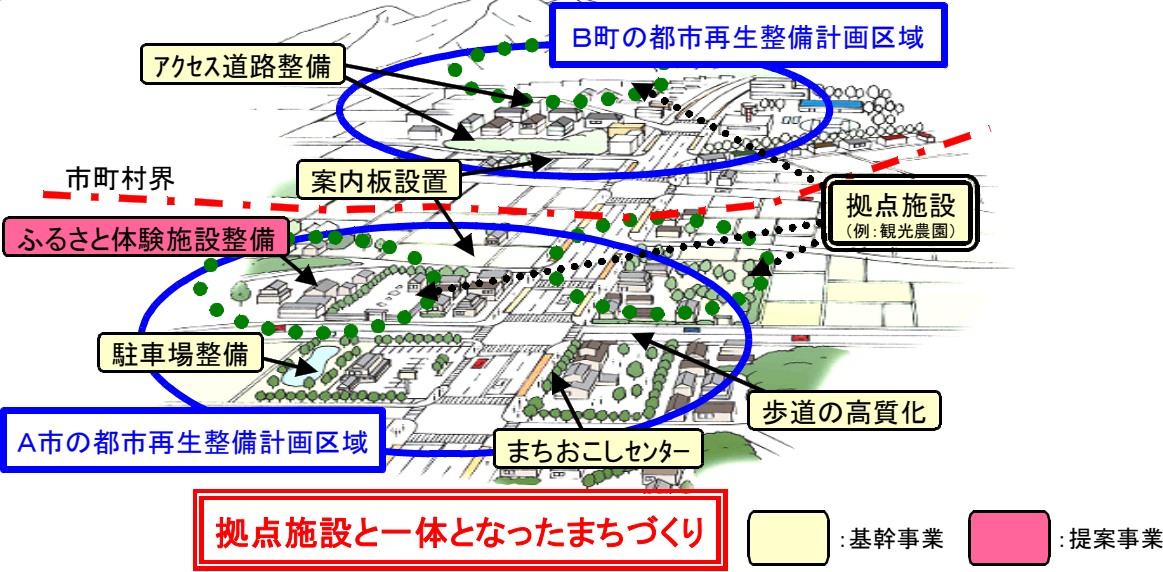
○ まちづくり交付金による協働・連携事業への支援の強化

市町村都市再生整備協議会が行う官民協働事業への支援や、複数市町村により一本化された都市再生整備計画に基づき行われる連携事業への支援を強化する。その際、複数市町村が連携し、広域的地域活性化基盤整備計画に位置付けられた拠点施設と一体的なまちづくりを行う場合も対象とする。

①官民協働事業への支援



②複数市町村連携事業への支援



○ 歴史・文化を活かしたまちづくり支援

次世代に継承すべき歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりを推進するため、市町村が策定し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画(仮称)」に基づく事業を行う地区で一定の要件を満たす場合について、基幹事業に古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設等を追加する。

我が国の宝であり、喪失の危険のある文化財等の歴史資産や、その周辺の歴史的風致を将来にわたって継承し、これらの維持向上によるまちづくりを進めることが地域活性化の観点からも重要。

国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画(仮称)に基づく事業を行う地区で一定の要件を満たす場合について、失われつつある歴史的風致の維持向上による魅力的なまちづくりが行われることから、基幹事業に古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設等を追加し、市町村の創意工夫をより一層活かした取組を支援する。



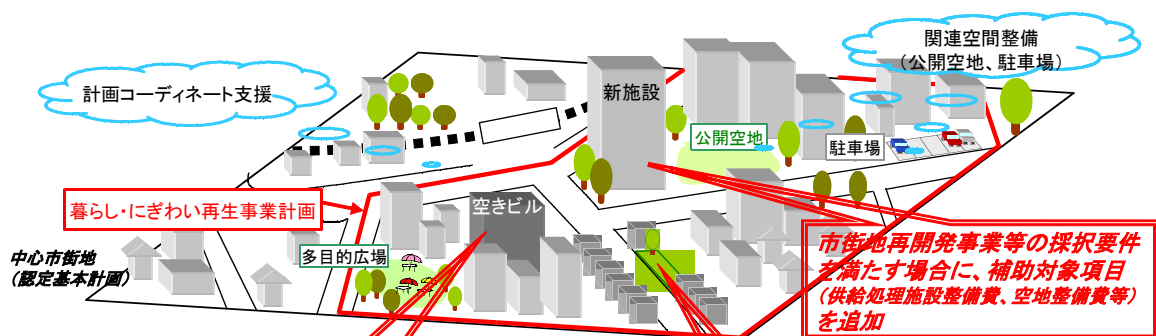
3. 暮らし・にぎわい再生事業の拡充

中心市街地の活性化を地域の実情に応じてより効果的に推進するため、地域固有の特色あるまちなみ等を活かした整備に係る補助要件の緩和、市街地再開発事業等の採択要件を満たす場合の補助対象施設の追加等を行う。

事業費 168億円（1.11倍）、国費 60億円（1.11倍）

経済成長・地域活性化を促進するためには、地域の実情に応じて、**地域固有のまちなみを活かした整備等や市街地再開発事業等の事業手法の活用等**、多様な取組を支援し中心市街地の活性化を推進することが重要。

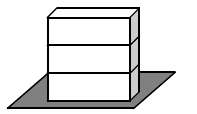
全国の認定中心市街地において、にぎわいの核として先導的役割を果たす病院・学校・文化施設等の公共公益機能の効率的な立地により、**中心市街地の活性化が実現**。



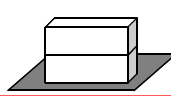
都市機能まちなか立地支援・空きビル再生支援

公共公益施設を含む集客施設の整備やそれに資する空きビルの再生に関して、地方都市において補助要件を緩和。

(従来)
3階建て以上の施設整備
や空きビル再生に限定



(拡充後)
地方都市においては、2階建て以下の施設
整備や空きビル再生が可能



4. 都市再生総合整備事業の拡充

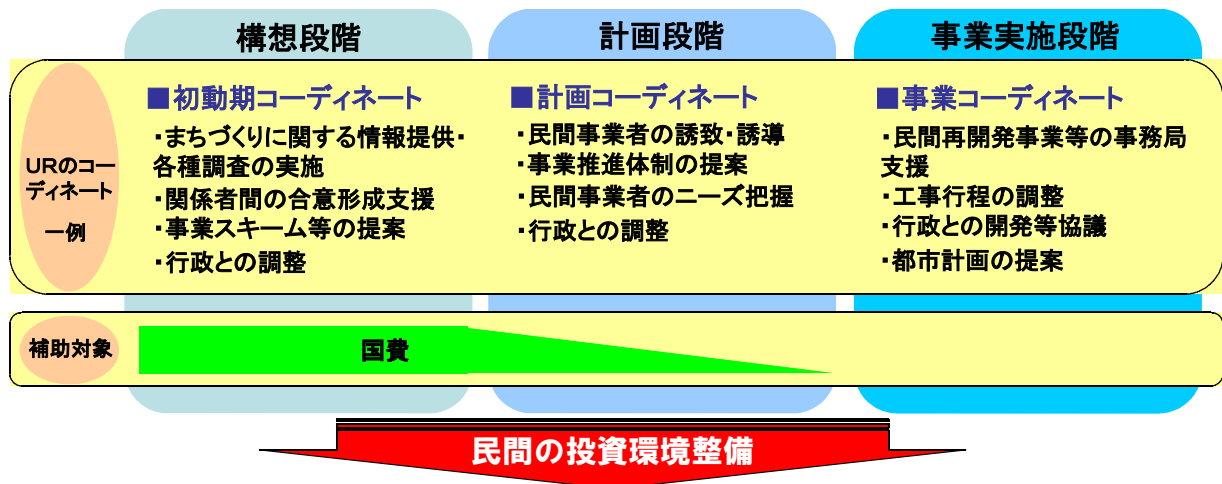
低未利用地の有効利用の促進（土地有効利用）及び都市再生に民間事業者を誘導するための条件整備として行う既成市街地の整備改善のため、市街地の将来像を明らかにしつつ、計画策定、事業化へ向けてのコーディネート等を独立行政法人都市再生機構が行う。

事業費 17億円（0.89倍）、国費 12億円（0.88倍）

○ 土地集約・整形化有効利用等推進計画作成事業の拡充

独立行政法人都市再生機構が有する市街地整備等に関するノウハウとマンパワーを活用し、都市再生・地域再生を促進するため、土地集約・整形化有効利用等推進計画作成事業による独立行政法人都市再生機構への補助を現行中期計画期間の平成20年度まで延長する。

独立行政法人都市再生機構が行うコーディネート業務



民間事業者を都市再生へ誘導

- ・初動期及び計画段階のコーディネートを行うことにより、円滑な民間事業者の事業参画を誘導
- ・独立行政法人都市再生機構と民間事業者のパートナーシップによる共同開発により民間事業者の進出を促進
- ・独立行政法人都市再生機構が自ら基盤整備等の事業を実施し、民間事業者の立地を誘導



茨城県ひたちなか市勝田駅東口地区

5. 都市防災総合推進事業の拡充

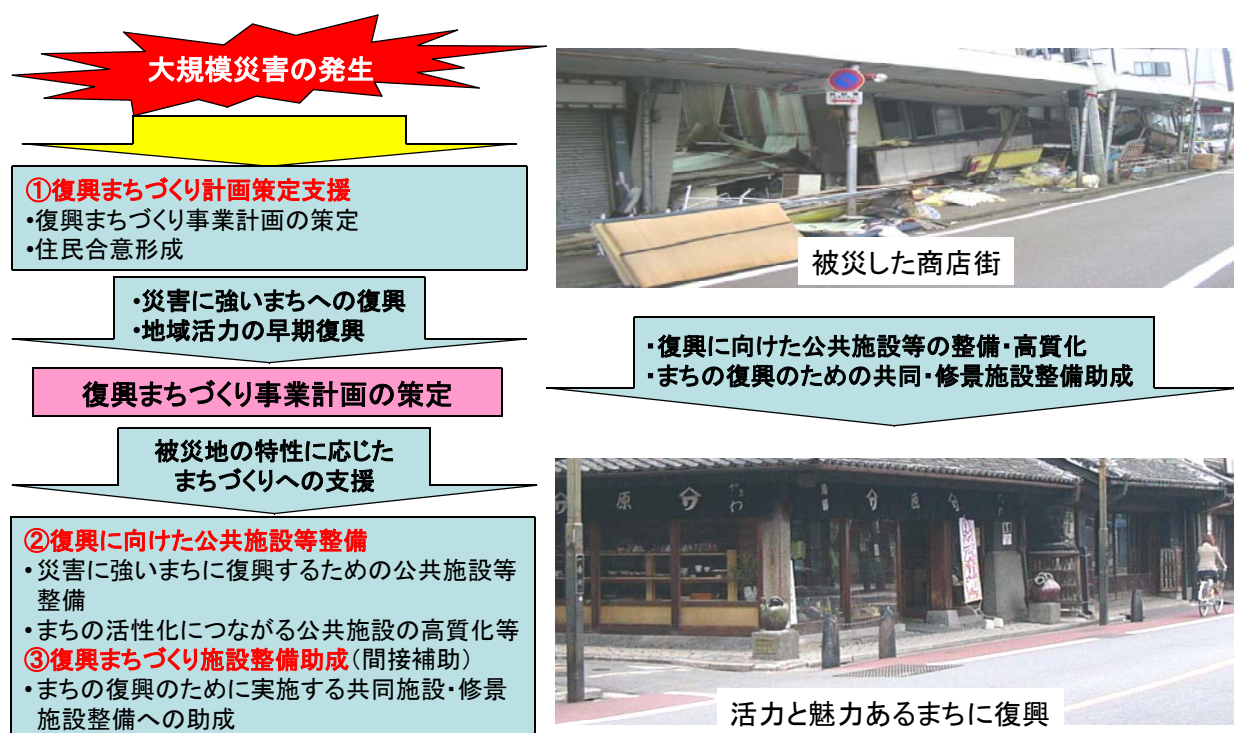
能登半島地震・新潟県中越沖地震において被災した地域では、商店街や風情あるまちなみに大きな被害が発生し、地域の活力を早期に取り戻すことが喫緊の課題となっている。また、大規模地震が日本全国でいつ発生してもおかしくないということが再認識され、大規模地震に備えた対策を緊急かつ総合的に推進することが求められている。

このため都市防災総合推進事業において以下の拡充を実施し、被災したまちの早期復興及び地震に強いまちづくりの緊急かつ総合的な実施を支援する。

事業費 51億円（1.33倍）、国費 25億円（1.36倍）

○ 被災地における復興まちづくり総合支援事業の創設

大規模な災害により被災した被災地を災害に強いまちへ再生するとともに、地域活力の早期復興のため、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設等の施設整備まで、一体的に支援する「被災地における復興まちづくり総合支援事業」を創設する。



○ 地震に強い都市づくり緊急整備事業の創設

避難地・避難路・ライフライン等総合的な地震防災対策を推進するため「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」を策定した市町村に対し、計画に位置付けられた事業について各種事業において重点実施するとともに、補助対象施設に特例を設ける「地震に強い都市づくり緊急整備事業」を創設する。

地震に強い都市づくり推進5箇年計画の策定

総合的な支援の強化

各種事業における重点実施

補助対象施設の特例

重点実施事業

- ・街路事業
- ・都市公園事業
- ・下水道事業
- ・都市再生区画整理事業
- ・市街地再開発事業
- ・防災街区整備事業
- ・宅地耐震化推進事業
- ・都市防災総合推進事業



補助対象施設の特例

- ・公園施設の耐震診断(都市公園事業)
- ・防災関連施設の整備(都市再生区画整理事業)
- ・災害時に利用可能な集会所等の整備(市街地再開発事業・防災街区整備事業)
- ・防災情報通信ネットワークの整備(都市防災総合推進事業)

○ 事業対象地区要件の見直し

人口や産業が集中し、被災した場合に甚大な被害が想定される市街地において、防災まちづくりを全国的に推進するため、都市防災総合推進事業の対象地区要件に、D I D地区を追加する。

○ 地区公共施設等整備(防災まちづくり拠点)に係る間接補助制度の創設

大規模災害の発生時に行政が有する施設のみでは不足が予想される避難所等の確保にあたり、民間の既存ストックを活用し、低コストで即効性のある取組を推進するため、「地区公共施設等整備(防災まちづくり拠点施設)」の補助対象に、「地方公共団体と災害時協定等を締結した民間の施設に対し、地方公共団体が補助する費用」を追加する。

6. 重点施策推進要望に係る施策

○ 歴史・文化を活かしたまちづくり支援（まちづくり交付金）【再掲】

10,000百万円

国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画（仮称）に基づく事業を行う地区で一定の要件を満たす場合において、まちづくり交付金の基幹事業に古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設等を追加し、市町村の創意工夫をより一層活かした取組を支援する。

○ 中心市街地の活性化（暮らし・にぎわい再生事業）【再掲】

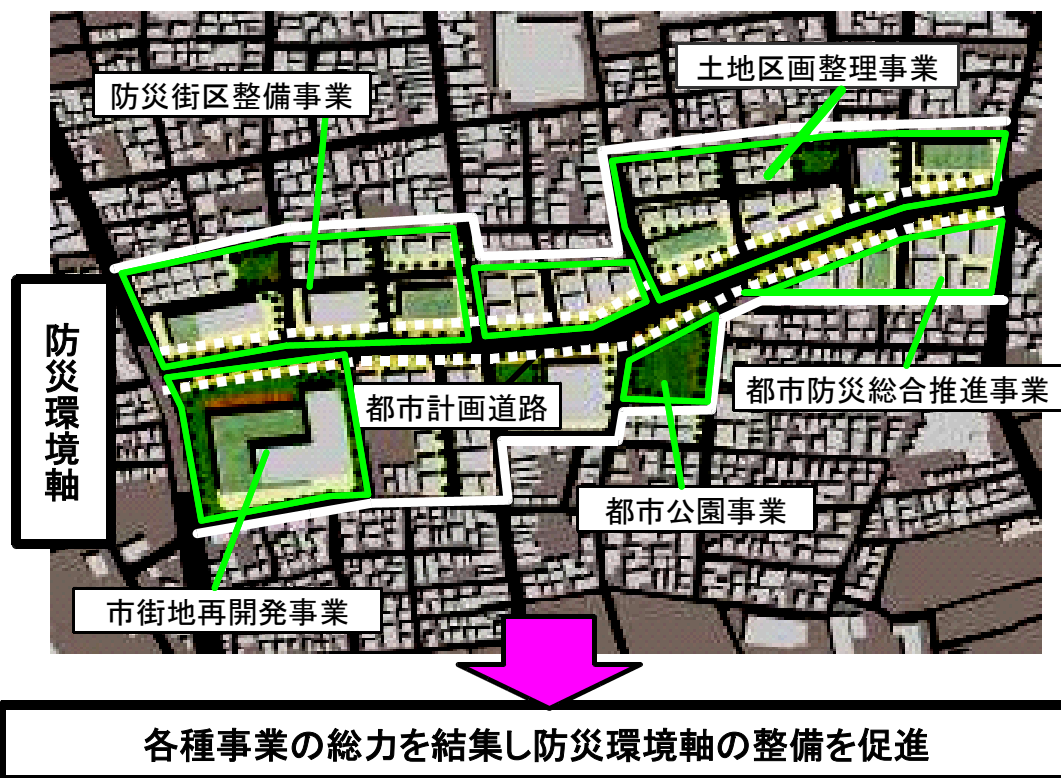
6,000百万円

地域の実情に応じた多様な取組による中心市街地の活性化を強力に推進するため、地域固有のまちなみを活かした整備・改修や市街地再開発事業等の事業手法を活用した防災安全性の確保、都市機能の更新に資する暮らし・にぎわい再生事業を促進する。

○ 密集市街地の緊急整備（都市防災総合推進事業）

2,000百万円

密集市街地において、都市計画道路の整備に併せ、沿道での区画整理・再開発・防災公園等の面的整備や、地区公共施設等の整備、建築物の不燃化促進等を一体的に実施することにより、災害時の避難路・延焼遮断帯として機能する防災環境軸の整備を推進。



Ⅲ. 事業別概要

1. まちづくり交付金

(1) 目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

(2) 概要

市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金である。

① 都市再生整備計画の作成

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標（注1）と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成。

② 交付金の交付

国は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している場合、交付金を年度ごとに地区単位で一括交付。

③ 事後評価

国は、交付期間終了時、市町村に目標の達成状況等に関する事後評価（注2）を求めることとし、その結果等について確認し公表。

（注1）まちづくりの目標の設定

まちづくりの目標とその達成状況を評価する指標を設定。

例) 目標：駅周辺の賑わいを再生する

指標：来街者数、居住者数(可能な限り数値化・指標化を図る)等

（注2）数値化された指標の達成状況を評価

(3) 交付対象

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等
- ・地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業 等
- ・市町村の提案に基づく事業
- ・各種調査や社会実験等のソフト事業

(4) 交付期間

概ね3～5年

(5) 交付率

事業費に対して概ね4割（交付金の額は一定の算定方法により算出）

まちづくり交付金イメージ

■ : 市町村の提案による事業



○ まちづくり交付金予算額

(単位：百万円)

区 分	平成20年度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国費
まちづくり交付金	640,000	251,000	612,000	243,000	1.05	1.03

(注) 平成20年度には、重点施策推進要望に係る施策として、事業費25,000百万円、国費10,000百万円を含む。

新規事項

地域の創意工夫を活かした全国都市再生の推進をより一層図るため、まちづくり交付金の事業規模の拡大を図る。

○ まちづくり交付金による協働・連携事業への支援の強化（p. 4参照）

市町村都市再生整備協議会が行う官民協働事業への支援や、複数市町村により一本化された都市再生整備計画に基づき行われる連携事業への支援を強化する。その際、複数市町村が連携し、広域的地域活性化基盤整備計画に位置付けられた拠点施設と一体的なまちづくりを行う場合も対象とする。

○ 歴史・文化を活かしたまちづくり支援（p. 5参照）

次世代に継承すべき歴史・文化遺産を保全・活用したまちづくりを推進するため、市町村が策定し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画（仮称）」に基づく事業を行う地区で一定の要件を満たす場合について、まちづくり交付金の基幹事業に古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設等を追加する。

2. 都市再生総合整備事業

○ 総合整備型・拠点整備型

(1) 目的

大都市圏等の臨海部や既成市街地を中心に発生している大規模工場跡地等低未利用地において、都市再生をうながすトリガー（引き金）となる地区への都市基盤施設等の集中的な整備を実施するとともに、都市拠点の形成に資する民間都市開発事業等を促進することにより、円滑な土地利用転換を公民協働で推進することを目的とする。

(2) 概要

○ 総合整備型

国土交通大臣が指定する地域において、先行的都市基盤施設の整備やコーディネート等、ハード事業からソフト事業までをパッケージにして総合的に支援する。

① 対象区域

1) 都市・居住環境整備重点地域

都市構造再編の観点から都市基盤施設整備、面的整備及び拠点形成等の重点的な実施が必要不可欠な地域等として、国土交通大臣が指定する相当規模の地域。（③ 1）に対応）

2) 特定地区

都市・居住環境整備重点地域のうち、特に一体的かつ総合的に都市の再構築を進めるべき区域。（③ 2）～5）に対応）

② 事業主体：地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間等

③ 補助対象・補助率

1) 基本計画策定に要する費用（補助率：1/2）

2) 整備計画策定、コーディネートに要する費用（補助率：1/2）

3) 都市基盤施設の整備に要する費用（補助率：1/2）

4) 地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設の整備に要する費用（補助率：1/3）

5) 既存施設の除却、移転に要する費用（補助率：1/2）

※民間等については間接補助（補助率：1/3）とし、2）、4）、5）に限る。

○ 拠点整備型

総合整備型の対象区域以外において、都市構造の再編や広域的な連携を進めるうえで中核となる都市拠点整備を重点的に支援する。

① 対象地区

基幹的な事業の実施に併せ、市民共有の優れた街並みの形成、魅力ある都市拠点の形成を図るべき社会的経済的条件を備えている地区。

② 事業主体：地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、協議会、民間等

③ 補助対象・補助率

- 1) 地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設の整備、既存施設の除却、移転及び総合基本設計書の策定に要する費用（補助率：1/3）
- 2) 1) の整備事業又は都市拠点整備総合計画に位置付けられた市街地再開発事業等の基幹的な事業を促進する関連公共施設の整備に要する費用（補助率：通常事業の補助率に同じ）
- 3) 都市拠点形成の促進方策を検討するための調査に要する費用（補助率：1/3）

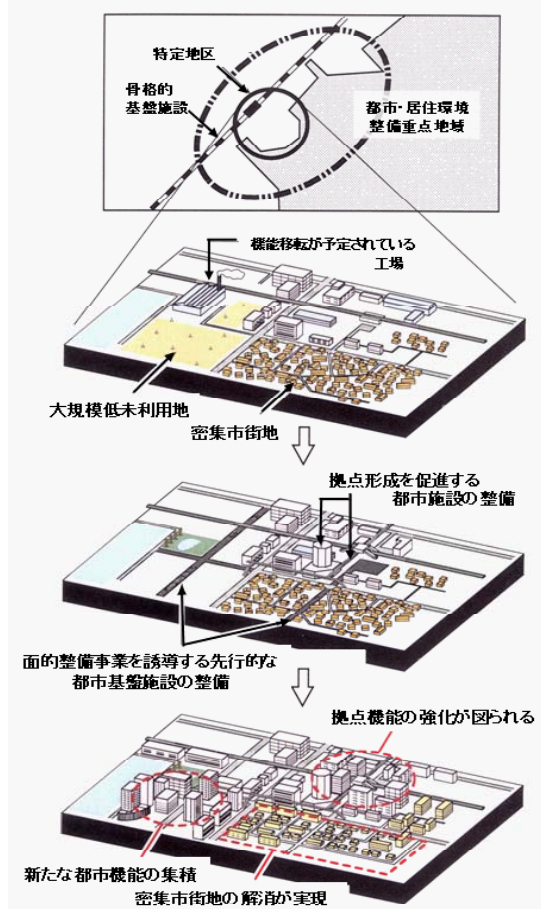
○ 都市再生総合整備事業予算額

(単位：百万円)

区 分	平成20年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
都市再生総合整備事業	9,592	4,523	10,773	5,126	0.89	0.88
(都市・地域整備局)	7,883	3,823	8,164	3,976	0.97	0.96
(住宅局)	1,709	700	2,609	1,150	0.66	0.61

(注) 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)を含む。

○ 都市再生総合整備事業のイメージ



○ 都市・居住環境整備重点地域の指定状況

重点地域の名称	位置
札幌駅・大通駅周辺地域	北海道札幌市
千葉市臨海部地域	千葉県千葉市
埼玉中核都市圏業務核都市地域	埼玉県さいたま市
川口・鳩ヶ谷地域	埼玉県川口市、鳩ヶ谷市
川の手・荒川沿川地域	東京都墨田区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
品川周辺地域	東京都港区、品川区
品川・大崎・五反田地域	東京都品川区
立川周辺地域	東京都立川市
京浜臨海部地域	神奈川県横浜市、川崎市
川崎中部・新鶴見都心地域	神奈川県横浜市、川崎市
名古屋駅周辺地域	愛知県名古屋市
名古屋都心地域	愛知県名古屋市
岐阜市中心部地域	岐阜県岐阜市
堺市臨海・中心部地域	大阪府堺市
大阪臨海・淀川左岸地域	大阪府大阪市
尼崎市中心部地域	兵庫県尼崎市
北九州市地域	福岡県北九州市

○ 土地集約・整形化有効利用等推進計画作成事業

(1) 目的

都市再生分野における民間の新たな事業機会を創出し、民間の潜在力を最大限に引き出すため、都市再生に民間事業者を誘導するための条件整備として、独立行政法人都市再生機構が行うコーディネーター業務等を支援する。

(2) 概要

低未利用地の有効利用促進及び都市再生に民間事業者を誘導するための条件整備として行う既成市街地の整備改善のため実施される事業で、土地区画整理事業等の手法を中心とする市街地整備により低未利用地の有効利用を図るべき地区等について市街地の将来像を明らかにしつつ、計画策定、事業化に向けてコーディネーター等を行う。

①補助対象者 独立行政法人都市再生機構 等

②補助対象内容

- ・ 地区現状調査
- ・ 地方公共団体や土地所有者等の開発・土地利用意向調査
- ・ 地区整備構想及び整備プログラムの作成
- ・ 関連公共施設や地区公共施設等の整備計画作成
- ・ 地区整備促進のためのコーディネーター、関係者間の調整
- ・ 個別低未利用地の有効利用計画（開発事業計画）の作成及びその実現のためのコーディネーター等、関係権利者及び事業者間の調整
- ・ 事業推進、事業化に係る調整等
- ・ 民間都市開発推進機構が前各号に掲げる事業を行うための基金の造成

③補助率

- ・ 1 / 2（ただし昭和45年当時の人口集中地区（D I D）及びこれに連続する臨海部の土地の区域のうち、平成19年度までに採択された地区に限り3 / 4）

○ 都市再生総合整備事業(土地集約・整形化有効利用等推進計画作成事業) 予算額

(単位：百万円)

区 分	平成20年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
都市再生総合整備事業 土地集約・整形化有効利用 等推進計画作成事業	1,702	1,248	1,902	1,425	0.89	0.88

新規事項

(p. 7参照)

○ 独立行政法人都市再生機構が行うコーディネーター等に対する補助制度の延長

独立行政法人都市再生機構への補助対象期間を現行中期計画期間の平成20年度まで延長する。

3. まち再生総合支援事業

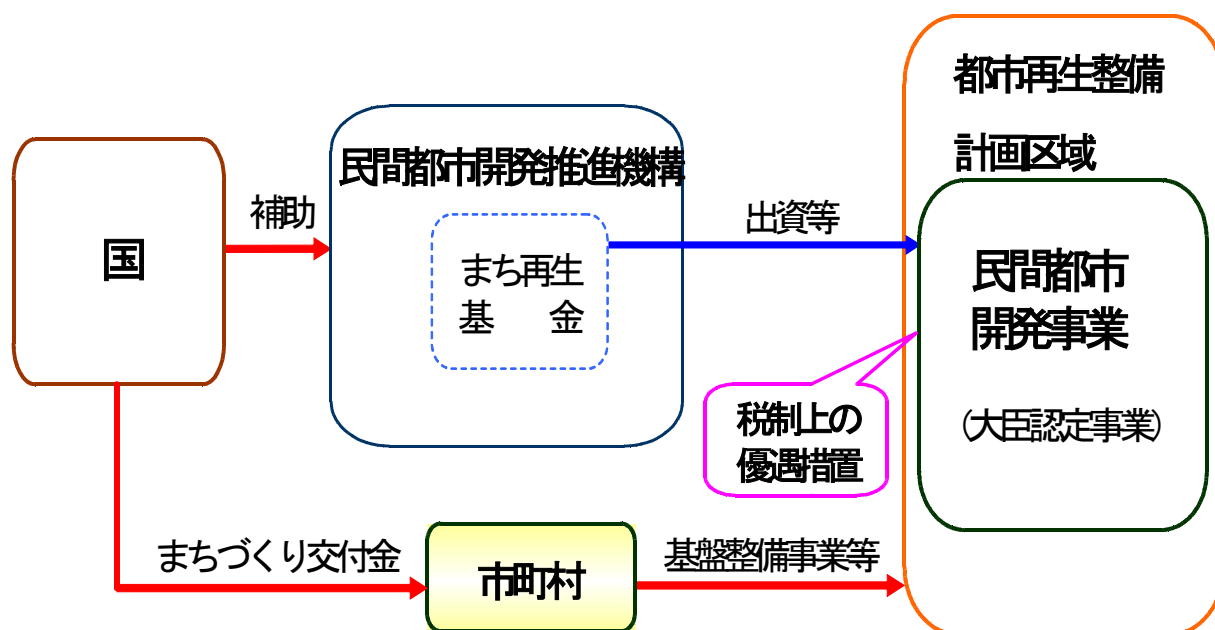
まちづくり交付金の活用等によるまちづくりに、民間プロジェクトを誘導することにより、地方と民間のパートナーシップによるまちづくりで地域再生を強力に推進する。

○ まち再生出資業務

市町村が行うまちづくり交付金事業等と連携して行われ、優良な民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、当該事業を行う民間事業者に対して、民間都市開発推進機構が当該事業の施行に要する費用の一部を出資等により支援する。

民都機構の出資等により、プロジェクト全体のリスクが縮減されることが呼び水となり、地方都市等の優良な民間都市開発事業に民間資金が誘導され、まちづくり交付金等による公共施設整備等と相まって、全国都市再生を実現することを目的としている。

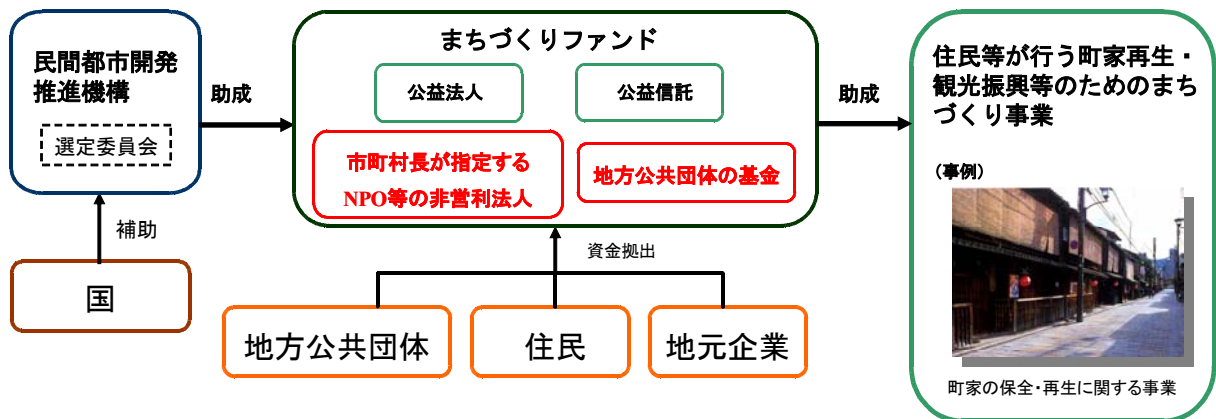
まち再生出資業務のスキーム図



○ 住民参加型まちづくりファンド支援業務

地域の資金を地縁により調達し、これを景観形成・観光振興等のまちづくりへ誘導するため、住民参加型まちづくりファンドに対して、民間都市開発推進機構が資金拠出による支援を行う。

住民参加型まちづくりファンド業務のスキーム図



○支援の要件等

- ①支援先：公益法人、公益信託、市町村長が指定するNPO等の非営利法人、地方公共団体の基金
- ②限度額：次のいずれかの最も少ない額
 - 1) 原則2,000万円(最大5,000万円)
 - 2) 地方公共団体のまちづくりファンドへの拠出金額
 - 3) 総資産額(民都機構拠出金額を含む)の3分の1
- ③当該まちづくりファンドに住民・企業等からの資金拠出が既に行われ、又は、今後行われることが見込まれること。

○ まち再生総合支援事業予算額

(単位：百万円)

区 分	平成20年度(A)		前年度(B)		倍 率 (A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国費
都市再生推進事業 まち再生総合支援事業	5,679	5,679	5,737	5,737	0.99	0.99

新規事項

○ まち再生出資業務の拡充（p. 3参照）

地方都市における優良な民間都市開発事業を推進し、地域の活性化を図るため、地域の実情に応じた比較的小規模な事業についても資金調達の円滑化が図られるよう、民間都市開発推進機構のまち再生出資業務に係る事業区域面積要件の緩和を行う。

4. 都市防災総合推進事業

(1) 目的

阪神・淡路大震災における教訓をみるまでもなく、我が国の都市は、都市基盤施設の整備を伴わないまま人口、産業等の集中による都市化が急速に進展したため、地震災害等の各種災害に対して構造的に脆弱である。このため、密集市街地に代表される防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進する都市防災総合推進事業を実施する。

(2) 概要

地方公共団体等が行う次の事業メニューに対する支援を実施する。なお、平成14年度より統合補助金化し、都市防災事業計画の範囲内で、地方公共団体の裁量により、事業メニュー間及び地区毎の配分を定めることができるよう措置している。

(3) 対象地域

三大都市圏の既成市街地等、指定都市、道府県庁所在の市、大規模地震発生の可能性の高い地域等

(4) 補助対象

- ①災害危険度判定調査 (補助率1/3)
 - ・災害危険度判定調査の実施
- ②住民等のまちづくり活動支援 (補助率1/3)
 - ・まちづくり協議会の活動に対する助成
 - ・地区のまちづくり方針の作成
- ③地区公共施設等整備 (補助率1/2, 1/3)
 - ・道路、公園等の地区公共施設の整備
 - ・防災まちづくり拠点の整備
- ④都市防災不燃化促進 (補助率1/2, 1/3)
 - ・避難地、避難路、延焼遮断帯周辺等で指定する区域(不燃化促進区域)における耐火・準耐火建築物の建築に対する助成
- ⑤密集市街地緊急リノベーション事業 (補助率3/4, 1/2)
 - ・複数の事業を組み合わせた整備計画作成・コーディネートに対する支援

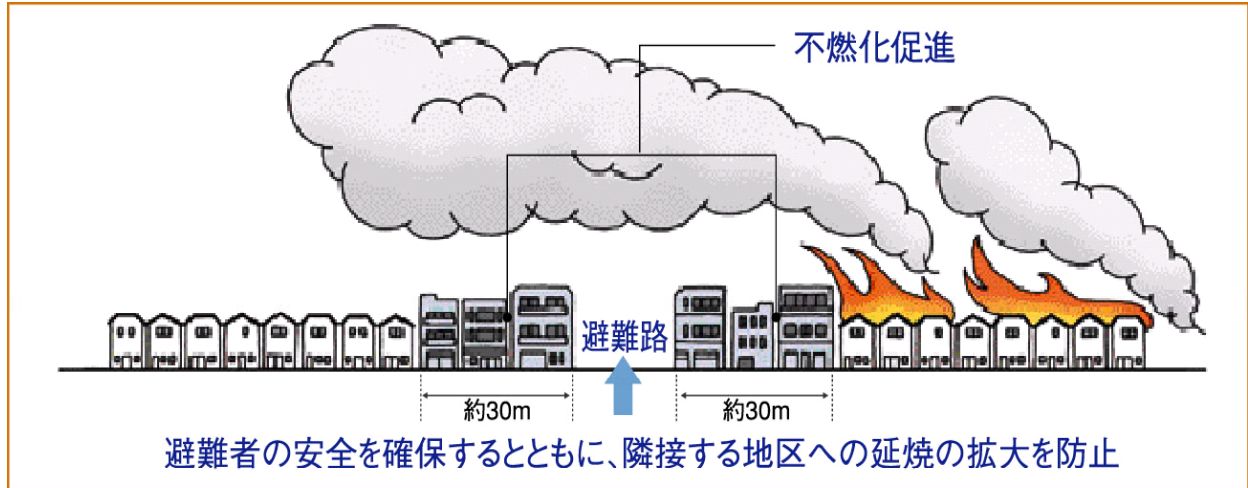
○ 都市防災総合推進事業予算額

(単位：百万円)

区 分	平成20年度(A)		前年度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
都市防災総合推進事業	5,125	2,500	3,846	1,832	1.33	1.36

(注) 平成20年度には、重点施策戦略要望に係る施策として、事業費4,098百万円 国費2,000百万円を含む。

○都市防災総合推進事業（都市防災不燃化促進）のイメージ



整備効果のイメージ

新規事項

（p. 8、9参照）

○ 被災地における復興まちづくり総合支援事業の創設

被災地を災害に強いまちへ再生するとともに、地域活力の早期復興のためのまちづくりに対し、復興計画の策定から公共施設や共同施設等の施設整備まで、一体的に支援する「被災地における復興まちづくり総合支援事業」を創設する。

○ 地震に強い都市づくり緊急整備事業の創設

避難地・避難路・ライフライン等総合的な地震防災対策を推進するため「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」を策定した市町村に対し、計画に位置付けられた事業について各種事業において重点実施するとともに、補助対象施設に特例を設ける「地震に強い都市づくり緊急整備事業」を創設する。

○ 事業対象地区要件の見直し

人口や産業が集中し、被災した場合に甚大な被害が想定される市街地において、防災まちづくりを全国的に推進するため、都市防災総合推進事業の対象地区要件に、D I D地区を追加する。

○ 地区公共施設等整備（防災まちづくり拠点）に係る間接補助制度の創設

大規模災害の発生時に行政が有する施設のみでは不足が予想される避難所等の確保にあたり、民間の既存ストックを活用し、低コストで即効性のある取組を推進するため、「地区公共施設等整備（防災まちづくり拠点施設）」の補助対象に、「地方公共団体と災害時協定等を締結した民間の施設に対し、地方公共団体が補助する費用」を追加する。

5. 暮らし・にぎわい再生事業

(1) 目的

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る。

(2) 事業要件^{※1※2}

以下に掲げる要件に該当すること。

- i) 中心市街地活性化法に基づき認定された基本計画区域内
- ii) 認定基本計画に位置付けられた公益施設を含む都市機能導入施設又は賑わい空間施設であること
- iii) 地階を除く階数が原則として3階以上であること (都市機能導入施設を整備する場合に限る。)
- iv) 耐火建築物又は準耐火建築物であること (都市機能導入施設を整備する場合に限る。)
- v) 敷地面積等が1,000㎡以上 (複数のコア事業を行う場合は500㎡以上) であること

(※1) 敷地面積1,000㎡未満の施設を含む小規模連鎖型の暮らし・にぎわい再生事業にあつては、次の要件を満たす場合、上記 iii) ~ v) の要件を適用しない。

- ①各施設の敷地面積等の合計が1,500㎡以上であること
 - ②各施設の都市機能導入施設の延床面積等の合計が1,000㎡以上であること
 - ③公益施設の延床面積の合計が整備される施設の総延床面積の1/10以上であること
- 等

(※2) 三大都市圏 (*) 及び政令指定都市を除く地域においては、上記 iii) の要件を適用しない。また当該地域において都市機能まちなか立地支援を実施する場合は、上記 iv) の要件「耐火建築物又は準耐火建築物であること」を「空地の整備、消火施設の増強等により、周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされていること」と読み替える。

(*) 「三大都市圏」とは、首都圏整備法 (昭和31年法律第83号) に定められた既成市街地、近郊整備整備地帯、近畿圏整備法 (昭和38年法律第129号) に定められた既成都市区域、近郊整備区域及び中部圏開発整備法 (昭和41年法律第102号) に定められた都市整備区域のことをいう。

(3) 事業概要

1. コア事業

①都市機能まちなか立地支援 (補助率 1/3^{※3})

中心市街地に都市機能導入施設を整備することにより、中心市街地に不足している都市機能の集積を推進する。

【補助対象】 調査設計計画費、土地整備費、まちなか立地に伴い追加的に必要となる施設整備費、賑わい交流施設整備費 (購入費含む)、供給処理施設整備費^{※4}、空地等整備費^{※4}、その他施設整備費^{※4}、事務費

②空きビル再生支援（補助率 1 / 3^{*3}）

中心市街地の既存建築物を都市機能導入施設として再生することにより、中心市街地に不足している都市機能の集積を推進する。

【補助対象】 調査設計計画費、改修工事費、共同施設整備費、賑わい交流施設整備費（購入費含む）、事務費

③賑わい空間施設整備（補助率 1 / 3）

多目的広場等の整備を行うことにより、中心市街地の賑わい空間の創出を推進する。

【補助対象】 調査設計計画費、土地整備費(除却費のみ)、公開空地整備費、事務費

(※3) 一定の要件を満たす場合、1 / 1.5加算

(※4) 市街地再開発事業等の採択要件を満たす場合に限る

2. 附帯事業

①計画コーディネート支援（補助率 1 / 3）

【補助対象】 再生事業計画の作成に要する費用、コーディネート業務に要する費用

②関連空間整備（補助率 1 / 3）

【補助対象】 公開空地整備費、駐車場の整備費、緑化施設等の整備費

(4) 事業実施主体

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、中心市街地活性化協議会、民間事業者 等

(5) 経過措置

改正中心市街地活性化法施行日から3年間は、「認定基本計画に位置付けられた」については、「認定基本計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれる」と読み替える。

○ 暮らし・にぎわい再生事業予算額

(単位：百万円)

区 分	平成20年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国費
暮らし・にぎわい再生事業	28,006	10,000	25,231	9,000	1.11	1.11
[都市・地域整備局]	[16,799]	[6,000]	[15,134]	[5,400]	[1.11]	[1.11]
[住宅局]	[11,207]	[4,000]	[10,097]	[3,600]	[1.11]	[1.11]

(注) 平成20年度は、重点施策推進要望に係る施策である。

新規事項

(p. 6参照)

○ 地域固有のまちなみを活かした整備の促進

地域固有のまちなみを活かした整備を促進するため、三大都市圏及び政令指定都市を除く地域において、地域の特色ある建築物の改修・復元による公益施設の整備や低層建築物を含めた地域の実情に応じた整備等に係る補助要件を緩和する。また、コア事業と併せて実施される附帯事業の補助対象に石畳や植栽など緑化施設等の整備費を補助対象に追加する。

○ 市街地再開発事業等の事業手法の活用による都市機能まちなか立地の推進

中心市街地活性化にあわせて防災安全性の確保・都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業等の採択要件を満たす都市機能導入施設を整備する場合、都市機能まちなか立地支援の補助対象に供給処理施設整備費、空地等整備費等を追加する。

6. 都市開発事業調査**(1) 目的**

我が国の経済が持続的に発展していくよう、経済活動の基盤であり、かつ多くの国民の生活の拠点となっている都市を魅力と国際的競争力を備えたものに再生することを目的として、都市再生推進のための事業実施及び事業制度の検討に係る調査を行う。

(2) 概要

喫緊の国家的課題である都市再生を推進するための以下の調査を行う。

- ①国家的観点から本格的な都市再生を先導する都市再生総合整備事業等に係る調査
- ②まちづくり事業情報システムの活用推進調査
- ③効率的なまちづくりのためのソフトとハードの連携した一体的事業方策検討調査
- ④総合的なまちづくりの効果要因分析と課題解決型事業方策に関する検討調査
- ⑤次世代・将来世代に継承できる都市の実現方策に係る検討調査

○ 都市開発事業調査予算額

(単位：百万円)

区 分	平成20年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
都市開発事業調査	390	390	402	402	0.97	0.97

7. 独立行政法人都市再生機構

(1) 目的

平成16年7月に、都市再生に民間を誘導する事業を実施する独立行政法人都市再生機構が設立された。平成20年度については、中期計画（H20年度は現行中期計画最終年度）等に基づき、民間投資を誘発し都市再生に資する事業に重点化して、現行中期計画目標達成に向け着実な事業推進を図る。

(2) 概要（都市・地域整備局所管分）

- ① 都市機能更新事業については、大都市地域等における都市構造の再編、副都心・業務核都市の形成、中心市街地の活性化等を目的とする広域拠点の整備のため土地区画整理事業（香椎副都心地区他6地区）及び市街地再開発事業（北仲通地区他1地区）を引き続き推進するとともに、新たに1地区（徳島市新町西地区）において市街地再開発事業に着手する。
- ② 防災環境軸整備事業については、密集市街地において、都市計画道路とその沿道区域が一体となって避難路及び延焼遮断帯として機能する防災環境軸の整備を引き続き推進する。
- ③ 土地有効利用事業については、細分化土地や工場跡地等の低未利用地等の有効利用を図るため、周辺の土地を含めた土地の整形・集約化や基盤整備を行い、民間事業者等に譲渡する事業を引き続き推進する。
- ④ 防災公園街区整備事業については、地震災害等に対し脆弱な構造となっている既成市街地において、防災公園と周辺市街地の整備改善の一体的な実施を引き続き推進する。
- ⑤ まちなか再生・まちなか居住推進事業については、地方公共団体の要請に基づき低未利用地を取得した上で、土地の集約化等権利調整を伴う事業を行い、中心市街地の再生を推進する。
- ⑥ 国との設置及び管理に係る協議に基づき、国営公園内の特定公園施設について、公園利用者への適切なサービス提供を確保しつつ、既存施設の適正な管理を実施する。
- ⑦ 宅地供給推進事業のうち地方都市業務については、地域社会の経済、文化等の中心としてふさわしい都市の開発整備を図るため、居住、高等教育、研究、福祉・文化、業務・商業等の機能を備えた総合的な都市開発を行うための宅地整備を引き続き推進する。

○ 独立行政法人都市再生機構予算額（都市・地域整備局所管分）

（単位：百万円）

区 分	平成20年度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
都市機能更新	40,241	600	59,930	600	0.67	1.00
防災環境軸整備	2,500	0	2,500	2,500	1.00	0.00
土地有効利用	37,956	0	38,235	0	0.99	—
防災公園街区	15,663	0	17,254	4,500	0.91	0.00
まちなか再生・まちなか居住推進	3,000	3,000	3,000	3,000	1.00	1.00
宅地供給推進	18,841	0	19,042	0	0.99	—
合 計	118,201	3,600	139,961	10,600	0.84	0.34

- （注） 1. 都市機能更新は、住宅局所管分を含む。
 2. 防災環境軸整備、土地有効利用、防災公園街区及びまちなか再生・まちなか居住推進は住宅局との共管である。
 3. 宅地供給推進は、地方都市分を計上している。
 4. 本表のほか、補給金17百万円（前年度15百万円）がある。

新規事項

（p. 7参照）

- 独立行政法人都市再生機構が行うコーディネート等に対する補助制度の延長
 独立行政法人都市再生機構への補助対象期間を現行中期計画期間の平成20年度まで延長する。

8. 民間都市開発推進機構

(1) 目的

良好な市街地の形成と都市機能の維持・増進を図るため、民間の資金とノウハウを活用しつつ、民間事業者が行う都市開発プロジェクトに対し、低利資金の供給や出資など民間都市開発推進機構の業務による支援を行い、その推進を図る。

(2) 既存事項の概要

民間都市開発事業に対し、民間都市開発推進機構は、下記の支援を引き続き行う。

- ① 参加業務については、民間都市開発事業の施行に要する費用の一部を負担して当該事業に共同事業者として参加し、事業の着実な推進を図る。
- ② 融通業務については、民間都市開発事業を施行する者に対し、日本政策投資銀行等を通じて、長期かつ低利の資金融通を行い、事業の着実な推進を図る。
- ③ P F I 無利子貸付業務については、公園、下水道等一定の公共施設の整備を行う P F I 選定事業者への無利子資金の貸付を行い、事業の着実な推進を図る。
- ④ 土地取得譲渡業務については、政府保証により民間から調達した資金を活用し、民間都市開発事業の用に供される見込みのある土地の管理及び譲渡を行い、事業の着実な推進を図る（なお新規取得は平成16年度で終了）。
- ⑤ 都市再生支援業務
 - 1) 都市再生無利子貸付業務については、認定事業として一定の公共施設を整備する場合に、当該整備費用の一部について無利子貸付けを行い、事業の着実な推進を図る。
 - 2) 出資・社債等取得業務については、認定事業の施行に要する費用の一部について、出資、社債等の取得により供給し、事業の着実な推進を図る。同業務は平成14年度補正予算で措置された都市再生ファンドを活用する。
 - 3) 債務保証業務については、認定事業の施行に要する資金の借入れ等に係る債務を保証し、事業の着実な推進を図る。
- ⑥ まち再生総合支援業務
 - 1) まち再生出資業務については、認定整備事業の施行に要する費用の一部について出資等により支援し、事業の着実な推進を図る。
 - 2) 住民参加型まちづくりファンド支援業務については、住民参加型まちづくりファンド（公益法人等）に対して資金拠出による支援を行い、事業の着実な推進を図る。

○ 民間都市開発推進機構予算額

(単位：百万円)

区 分	平成20年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
都市再生推進事業	5,679	5,679	5,737	5,737	0.99	0.99
まち再生総合支援事業分	5,679	5,679	5,737	5,737	0.99	0.99
都市開発資金						
民間都市開発推進機構融資	7,800	0	7,900	0	0.99	—
参加事業分	2,000	0	1,600	0	1.25	—
都市再生支援事業分	5,800	0	6,300	0	0.92	—
合 計	13,479	5,679	13,637	5,737	0.99	0.99

(注) 本表のほか、民間都市開発推進機構補給金196百万円(前年度220百万円)がある。

新規事項

○ まち再生出資業務の拡充(p. 3参照)

地方都市における優良な民間都市開発事業を推進し、地域の活性化を図るため、地域の実情に応じた比較的小規模な事業についても資金調達の円滑化が図られるよう、民間都市開発推進機構のまち再生出資業務に係る事業区域面積要件の緩和を行う。

9. 都市開発資金

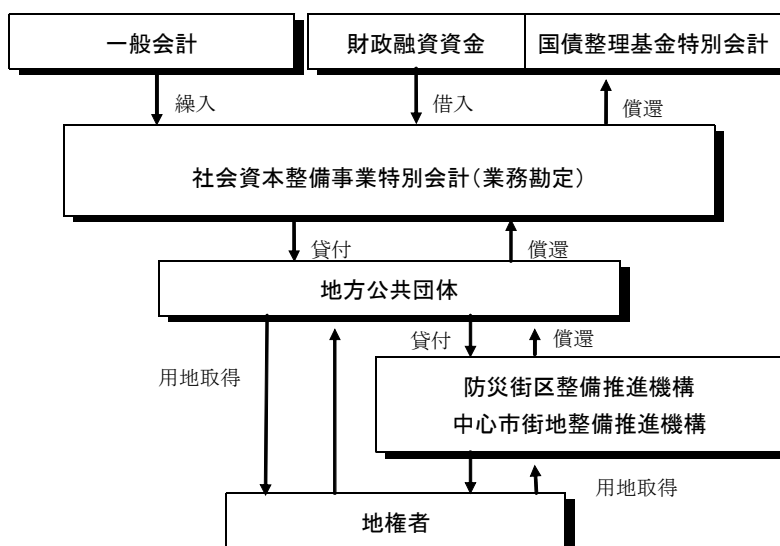
(1) 用地先行取得資金

① 目的

良好かつ活力あるまちづくりに不可欠な街路、公園等の都市施設の整備や、再開発事業等の面的な市街地整備を行う際に必要な用地の先行取得について、地方公共団体に資金を低利・長期で貸付けることにより、円滑な都市整備を推進する。《参考》貸付金利1.3%（H19年12月現在）、償還期間10年以内（据置4年以内）

② 概要

地方公共団体等が行う道路、公園等の用地、再開発事業等の面整備事業の種地等を先行取得するために必要な資金を、地方公共団体に対し、低利で貸付けを行い、都市整備の一層の推進、土地の有効高度活用を図る。



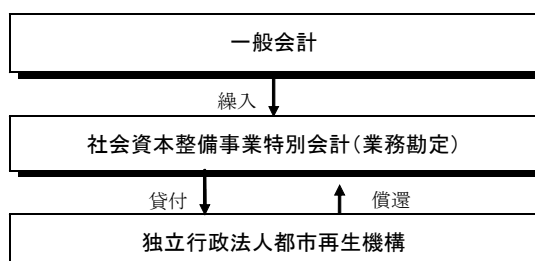
(2) 都市再生機構事業資金

① 目的

独立行政法人都市再生機構が施行する面的整備事業に係る工事費等について、資金を無利子で貸し付けることによって事業の強力な推進を図り、喫緊の課題である都市の再開発及び居住環境整備を強力に推進する。

② 概要

独立行政法人都市再生機構が行う面的整備事業を対象に、独立行政法人都市再生機構に対し、無利子貸付けを行う。



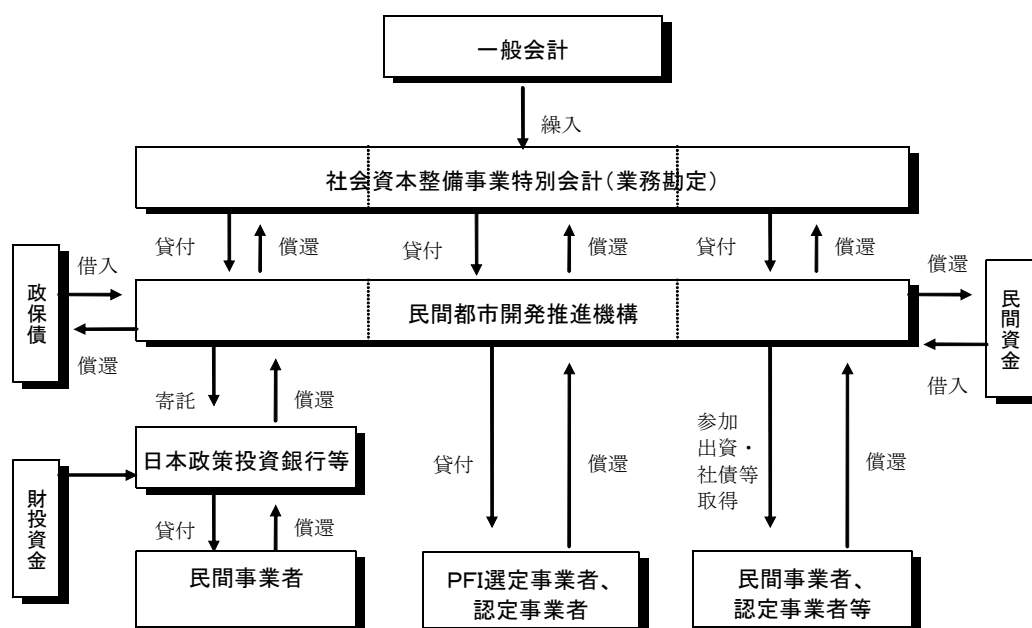
(3) 民間都市開発推進資金

① 目的

良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする民間都市開発推進機構が行う参加・融通業務等に要する資金の一部として無利子貸付けを行う。

② 概要

民間事業者が行う民間都市開発プロジェクトに対し、民間都市開発推進機構が行う参加・融通業務等に必要な資金の一部として無利子貸付けを行うことで、民間都市開発事業の一層の推進を図る。



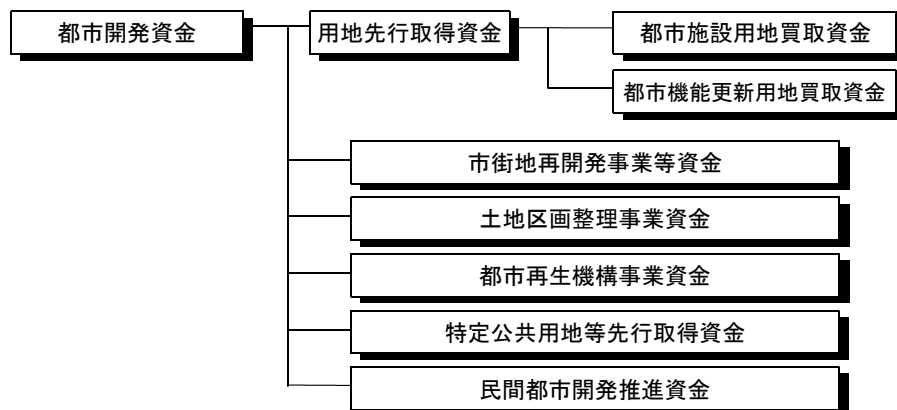
○ 都市開発資金予算額（まちづくり推進課所管分）

(単位：百万円)

区分	平成20年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	貸付金	国費	貸付金	国費	貸付金	国費
用地先行取得資金融資	3,024	0	3,045	0	0.99	—
都市再生機構事業資金融資	200	0	200	0	1.00	—
民間都市開発推進資金融資	7,800	0	7,900	0	0.99	—
合計	11,024	0	11,145	0	0.99	—

(参考) 都市開発資金の構成

根拠法令：「都市開発資金の貸付けに関する法律」(昭和41年法律第20号)



○ 都市開発資金予算額

(単位：百万円)

区 分	予算額			財 源 内 訳								
				一般会計より受入			財政融資資金			自己資金		
	20年度 (A)	前年度 (B)	倍率 (A/B)	20年度 (C)	前年度 (D)	倍率 (C/D)	20年度 (E)	前年度 (F)	倍率 (E/F)	20年度 (G)	前年度 (H)	倍率 (G/H)
用地先行取得資金融資	3,024	3,045	0.99	0	0	-	0	850	-	3,024	2,195	1.38
都市施設用地	3,024	3,045	0.99	0	0	-	0	850	-	3,024	2,195	1.38
<一般分>	< 2,783 >	< 2,820 >	< 0.99 >									
<防災緑地>	< 241 >	< 225 >	< 1.07 >									
都市機能更新用地	0	0	-	0	0	-						
市街地再開発事業等資金融資	(5,122)	(5,520)	(0.93)	0	0	-	0	0	-	2,561	2,760	0.93
土地区画整理事業資金融資	(9,566)	(10,682)	(0.90)	0	0	-	0	0	-	4,783	5,341	0.90
都市再生機構事業資金融資	545	545	1.00	0	0	-	0	0	-	545	545	1.00
特定公共用地等先行取得資金融資	0	150	-	0	0	-	0	150	-	0	0	-
民間都市開発推進資金融資	7,800	7,900	0.99	0	0	-	0	0	-	7,800	7,900	0.99
都市開発資金貸付金計	(26,057)	(27,842)	(0.94)	0	0	-	0	1,000	-	18,713	18,741	1.00
借入金償還等	15,999	23,267	0.69	0	0	-	0	0	-	15,999	23,267	0.69
社会資本整備事業特別会計 (業務勘定)	34,712	43,008	0.81	0	0	-	0	1,000	-	34,712	42,008	0.83
歳出合計												

(注1) 上段()書は、地方公共団体負担分を含んだ計数である。

(注2) 歳出合計には、社会資本整備事業特別会計(業務勘定)のうち、都市開発資金に係るものを計上している。

10. 都市災害復旧事業

(1) 目的

暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により、主として都市計画区域内において下水道、公園、街路及び都市排水施設等の都市施設が災害を受けた場合や人家、工場等の集落地が土砂の流入、崩落等により堆積土砂の災害を受けた場合及び火山の爆発、その他火山現象により著しい災害を受けた場合において、災害復旧や堆積土砂の除去、並びに降灰除去を速やかに行うことによつて、民生の安定を図り、公共の福祉を確保する。

(2) 概要

- ① 災害を受けた下水道、公園、街路及び都市排水施設等の各施設の復旧事業
- ② 市街地において、災害により発生した多量の堆積土砂の排除事業
- ③ 激甚災害の発生により浸水した水の排除事業
- ④ 火山の爆発等による降灰の除去事業

(3) 対象施設及び補助率等

区分	対象施設等		補助率 負担率	激甚 嵩上げ	補助(負担)根拠
都市災害復旧事業	公共土木施設	下水道 流域下水道 公共下水道 都市下水路	} 2 / 3 4 / 5	} 有	} 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条、第4条、第4条の2等
	公園				
都市施設等	街路 都市排水施設等 堆積土砂排除事業		} 1 / 2 -	} 有*1 有*2	} 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針(予算補助)
	湛水排除事業				
降灰除去事業	下水道	公共下水道 都市下水路	} 2 / 3 }		} 活動火山対策特別措置法第11条 活動火山対策特別措置法施行令第3条
	都市排水路 公園 宅地				

*1：激甚災害の指定による嵩上げ分は法律補助
*2：法律補助(嵩上げ分のみ)

○ 都市災害復旧事業予算額

(単位：百万円)

区分	平成20年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
都市災害復旧事業	368	288	368	288	1.00	1.00

1 1. 特殊地下壕対策事業

(1) 目的

戦時中に築造された防空壕等の特殊地下壕については、昭和48年度（建設省、農林水産省）、平成6、7年度（建設省、農林水産省、林野庁、国土庁）及び平成13年度（国土交通省、農林水産省、林野庁）に特殊地下壕実態調査を実施し、それらの調査結果を受けて、特殊地下壕対策事業として昭和49～56年度及び平成10年度から危険度の高いものについて埋戻し等の対策を実施してきた。

しかし、昭和56年、平成12年に続いて、平成17年にも特殊地下壕に関わる死亡事故が発生したこと及び経年変化による特殊地下壕の劣化を起因とする大規模な陥没、崩壊による災害が発生するおそれがあること等から、平成17年度に国土交通省、農林水産省、林野庁で特殊地下壕実態調査を実施した。

その結果、危険又はその可能性のある地下壕が多数存在しており、引き続きそれらに対する埋め戻し等の対策事業と、都市施設の災害復旧に伴う防空壕の埋戻し、防災処理等を併せて、特殊地下壕対策事業として行うものである。

(2) 概要

戦時中に旧軍、地方公共団体等が築造した防空壕等の特殊地下壕で、地方公共団体が行う下記の事業に対して補助を行う。

- 1) 市街地に現存する特殊地下壕で、陥没、落盤又は壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、建築物等に対する危険度が増し、放置し難いものの全部又は一部の埋戻し等を行う事業
- 2) 都市計画区域内の都市施設が被災しその復旧に伴い特殊地下壕の埋戻し、防災処理等が必要となったものについて、壕の埋戻し及び壕口並びにその両側に土留壁を設けて施工する等必要最小限度の工事を行う事業

① 事業主体 地方公共団体

② 補助対象

- ・旧軍、地方公共団体、その他これらに準ずるものが築造したもの
- ・一箇所の事業費が200万円以上のもの

③ 補助率 1/2

④ その他 1) については、平成23年度までに採択されたものに限る。

【参考】—優遇措置—

- ・本事業は、特別交付税措置対象事業とされている。

○ 特殊地下壕対策事業予算額

(単位：百万円)

区 分	平成20年度(A)		前年度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
特殊地下壕対策事業	500	250	500	250	1.00	1.00

IV. 行政経費の概要

1. 市街地防災推進費

○ 地区継続計画（DCP）の構築と広域連携による防災まちづくり検討調査（新規）

（1）目的・概要

都市の業務集積地向け防災まちづくりのコンセプトであり、地域の企業等が連携して策定する「地区継続計画（DCP）」について、その構築手法や確保すべき機能、DCP間の広域連携による相互補完の可能性について検討する。

（2）実施年度 平成20年度～平成21年度

（3）予算額 14,664千円

○ 官民の連携協働による災害時拠点施設の確保、運営方策に関する検討調査（新規）

（1）目的・概要

大規模地震発生時に不足することが予測される帰宅困難者、ボランティア等の支援のための災害時拠点について、民間との協定等による施設の確保や運営にあたり、施設が十分に機能するためのソフト、ハード面での課題や、官民それぞれの果たすべき役割・責任について検討する。

（2）実施年度 平成20年度

（3）予算額 11,484千円

2. 地域活性化推進経費

○ 都市開発事業におけるローン流動化手法の活用方策の検討調査（新規）

（1）目的・概要

地方都市における開発型プロジェクト・ファイナンスによる民間都市開発事業を推進するため、プロジェクト・ファイナンス等を活用した都市開発の有効性や成功事例等について調査するとともに、その活用の前提となる制度の設計など活用促進のための方策について検討する。

（2）実施年度 平成20年度

（3）予算額 27,782千円

○ 都市と産業の相互関係を踏まえた再活性化のあり方に関する調査（新規）

（１）目的・概要

過去に蓄積された産業施設や技術・ノウハウ等の資産をまちづくりに有効活用した事例を調査・研究するとともに、自治体等における利用可能な資産の発掘・査定の手法及び、その有効活用に向けて検討すべき項目を整理し、地域に発信する。

（２）実施年度 平成２０年度～平成２２年度

（３）予算額 １０，６５２千円

○ 地域のまちづくりの中心となるまちづくりコーディネーター育成システム検討調査（新規）

（１）目的・概要

まちづくり組織が効果的に活動できた先進事例等から、中核となるべき人材（まちづくりコーディネーター）の役割・必要な資質等を調査し、このような人材を育成し、さらに全国的に有効に活用していくシステム（マニュアル作成、研修会等実施、制度的位置付け、登録システム等）のあり方について検討する。

（２）実施年度 平成２０年度～平成２２年度

（３）予算額 １１，３５０千円

○ 中心市街地活性化検討調査（継続）

（１）目的・概要

中心市街地活性化策について、まちづくり三法の見直しを踏まえ、中心市街地の活力を持続可能なものにしていくため、タウンマネージャー等のあり方についての検討結果や認定基本計画のフォローアップ調査結果について、地方公共団体へフィードバックを行うとともに、都市空間等の管理運営方策や都市機能の集積促進方策についての検討を行い、新たな支援制度の構築を図ることにより、効率的・効果的な中心市街地の活性化を推進する。

（２）実施年度 平成１６年度～

（３）予算額 １４，６４３千円

○ 地域安全マップを活用した安全・安心まちづくり検討調査（継続）

（１）目的・概要

安全・安心な市街地空間を形成するため、地元警察や住民・学校等の参加により、犯罪の起こりやすい場所をはじめとした安全・安心に関する情報を盛り込んだ「地域安全マップ」を作成し、安全・安心まちづくりへの活用をモデル的に実施する。一連のプロセスについて「地域安全マップを活用した安全・安心まちづくり事例集」としてとりまとめ、普及を図る。

（２）実施年度 平成１９年度～平成２０年度

（３）予算額 １５，００６千円

３．地球環境問題等総合調査経費

○ ヒートアイランド対策事業の相乗効果等の評価検討調査（継続）

（１）目的・概要

総合技術開発プロジェクトで開発した各種ヒートアイランド対策の定量的評価手法を用いて、地区特性、時間的条件に応じた各種対策の相乗効果や波及効果のシミュレーションを行い、費用対効果の高いヒートアイランド対策事業の選択について検討するとともに、ガイドラインを作成する。

（２）実施年度 平成１９年度～平成２０年度

（３）予算額 ７，６８９千円

４．独立行政法人都市再生機構に対する補給金（継続）

（１）目的・概要

独立行政法人都市再生機構の附則業務である旧地域振興整備公団の地方都市開発整備等事業のうち、関連公共公益施設に係る地方公共団体から回収する資金についての償還期間のうち据置期間（無利子）中の利子の一部を都市再生機構に対して補給するために必要な経費を交付し、事業の推進を図る。

（２）実施年度 平成１２年度～（昭和４９年度から平成１１年度までは国土庁で計上）
平成１６年６月まで旧地域振興整備公団に対して実施

（３）予算額 １７，１６８千円

V. 政策金融の概要

1. 特定民間都市開発事業・認定都市再生事業（日本政策投資銀行）

（1）融資対象

民間事業者（国、地方公共団体又は特殊法人等特別な法律によって設立された法人を除く）によって行われる以下の事業

① 特定民間都市開発事業

1) 都市開発整備事業

都市機能の増進等に寄与する建築物及びその敷地の整備事業で公共施設の整備を伴うもののうち、以下の条件を満たす事業

・ 施行区域面積が2,000㎡以上（※）

・ 延べ面積が2,000㎡以上（※）

・ 都市計画区域、港湾区域又は臨港地区内で行われるもの

（※）1,000㎡以上等の特例あり

2) 都市計画施設特許事業

② 認定都市再生事業

都市再生特別措置法に基づき、民間都市再生事業計画について国土交通大臣の認定を受けた都市開発事業

（2）融資条件

○金利

①公共特利 ②政策金利Ⅱ

○融資比率

①公共施設等整備費の範囲（但し、総事業費の50%以内）

②40%

○償還期間

20年以内（うち据置期間5年以内）

（3）平成20年度新規事項

特定民間都市開発事業について、

・ 平成19年度までの融資対象地域（東京23区、大阪市、名古屋市中心部）の時限措置を平成20年9月末まで延長

・ 平成19年度までの公共施設等整備費特例の時限措置を平成20年9月末まで延長

2. 都市防災不燃化促進事業（日本政策投資銀行）

（1）融資対象

大規模な地震等に伴い発生する火災に対して、住民の避難の安全性の確保と市街地における大規模な延焼の遮断、遅延を目的として行う、避難地、避難路、延焼遮断帯等の周辺における耐火建築物の整備のうち、三大都市圏、政令指定都市、大規模地震発生の可能性の高い地域等において行われるもの

（2）融資条件

○金利 政策金利Ⅰ

○融資比率 40%

○償還期間 原則20年以内（うち据置期間3年以内）

VI. 参 考

(1) 独立行政法人都市再生機構

[都市機能更新]

(単位：百万円)

区 分	平成20年度 (A)	前 年 度 (B)	比較増減(A-B)	倍率(A/B)
【事業計画】				
直接建設費	35,119	55,381	△ 20,262	0.63
事業費	29,028	46,680	△ 17,652	0.62
土地区画整理事業	23,397	23,295	102	1.00
市街地再開発事業	5,631	23,385	△ 17,754	0.24
都市再生プラットフォーム事業	660	461	199	1.43
調査費	328	328	0	1.00
関連公共施設等整備	5,103	7,912	△ 2,809	0.64
事務費	6,805	6,072	733	1.12
建設利息	1,117	1,277	△ 160	0.88
合 計	43,041	62,730	△ 19,689	0.69
【資金計画】				
財政融資資金	20,725	0	20,725	-
財投機関債	0	0	0	-
政府出資金	900	3,400	△ 2,500	0.26
民間借入金	2,665	0	2,665	
自己資金等	21,826	65,644	△ 43,818	0.33
合 計	46,116	69,044	△ 22,928	0.67

(注) 1. 住宅局所管分を含む。

2. 20年度は、まちなか再生・まちなか居住推進の出資金を含み、前年度はまちなか再生・まちなか居住推進及び防災環境軸整備型出資金を含む。

[土地有効利用]

(単位：百万円)

区 分	平成20年度 (A)	前 年 度 (B)	比較増減(A-B)	倍率(A/B)
【事業計画】				
直接建設費	33,515	33,360	155	1.01
用地購入費	22,782	15,209	7,573	1.50
用地造成費	9,133	3,446	5,687	2.65
共同化建築物等整備費	0	12,705	△ 12,705	0.00
調査費	1,600	2,000	△ 400	0.80
関連公共施設等整備費	0	0	0	-
事務費	6,253	6,497	△ 244	0.96
建設利息	888	1,078	△ 190	0.82
合 計	40,656	40,935	△ 279	0.99
【資金計画】				
財政融資資金	0	0	0	-
政府出資金	2,700	2,700	0	1.00
自己資金等	38,296	48,266	△ 9,970	0.79
合 計	40,996	50,966	△ 9,970	0.80

(注) 1. 住宅局と共管である。

2. まちなか再生・まちなか居住推進の出資金を含む。

[防災公園街区整備]

(単位：百万円)

区 分	平成20年度 (A)	前 年 度 (B)	比較増減(A-B)	倍率(A/B)
【事業計画】				
直接建設費	14,688	16,325	△ 1,637	0.90
用地購入費	6,058	9,410	△ 3,352	0.64
用地造成費	22	109	△ 87	0.20
防災公園整備費	8,548	6,746	1,802	1.27
調査費	60	60	0	1.00
関連公共施設等整備費	0	0	0	—
事務費	649	634	15	1.02
建設利息	326	295	31	1.11
合 計	15,663	17,254	△ 1,591	0.91
【資金計画】				
財政融資資金	3,075	2,400	675	1.28
政府出資金	0	4,500	△ 4,500	0.00
民間借入金	3,717	0	3,717	—
自己資金等	5,713	3,638	2,075	1.57
合 計	12,505	10,538	1,967	1.19

(注) 住宅局と共管である。

[宅地供給推進]

(単位：百万円)

区 分	平成20年度 (A)	前 年 度 (B)	比較増減(A-B)	倍率(A/B)
【事業計画】				
直接建設費	16,229	16,220	9	1.00
用地費	1,127	1,170	△ 43	0.96
工事費	14,915	14,931	△ 16	1.00
関連公共施設等整備費	187	119	68	1.57
事務費	1,590	1,903	△ 313	0.84
建設利息	1,022	919	103	1.11
合 計	18,841	19,042	△ 201	0.99
【資金計画】				
財政融資資金	0	0	0	—
財投機関債	0	0	0	—
政府補給金	17	15	2	1.13
政府出資金	0	0	0	—
政府保証債	10,858	11,792	△ 934	0.92
民間借入金	44,249	29,737	14,512	1.49
縁故債	0	0	0	—
自己資金等	7,983	8,281	△ 298	0.96
合 計	63,107	49,825	13,282	1.27

(2) 民間都市開発推進機構

(単位：百万円)

区 分	平成20年度(A)	前年度(B)	比較増減(A-B)	倍率(A/B)
【事業計画】				
参加事業費	4,143	3,410	733	1.22
融通事業費	0	0	0	—
PFI無利子貸付事業費	0	0	0	—
助成・調査研究事業費	34	34	0	1.00
民間立替施行型公共施設整備等無利子貸付事業費	500	610	△ 110	0.82
出資・社債等取得事業費	5,300	5,900	△ 600	0.90
まち再生参加事業円滑化基金支援業務費	52	52	0	1.00
まち再生基金造成	5,179	4,737	442	1.09
まち再生出資事業費	5,179	4,737	442	1.09
住民参加型まちづくりファンド事業費	500	1,000	△ 500	0.50
支払利息	1,538	1,739	△ 201	0.88
償還金等	4,567	4,981	△ 414	0.92
小 計	26,992	27,200	△ 208	0.99
(土地取得譲渡事業分)				
土地取得・譲渡事業費	4,960	8,988	△ 4,028	0.55
償還金等	105,321	207,235	△ 101,914	0.51
小 計	110,281	216,223	△ 105,942	0.51
合 計	137,273	243,423	△ 106,150	0.56
【資金計画】				
社会資本特会業務勘定借入金	7,800	7,900	△ 100	0.99
社会資本特会道路整備勘定借入金	0	315	△ 315	—
民間借入金	2,143	1,705	438	1.26
政府補助金収入	5,679	5,737	△ 58	0.99
自己資金等	11,370	11,543	△ 173	0.99
小 計	26,992	27,200	△ 208	0.99
(土地取得譲渡事業分)				
政府保証借入金	106,264	211,635	△ 105,371	0.50
自己資金等	4,017	4,588	△ 571	0.88
小 計	110,281	216,223	△ 105,942	0.51
合 計	137,273	243,423	△ 106,150	0.56

(注) 上記のほか、港湾整備分がある。

(注) 社会資本特会業務勘定借入金は、旧都市特会借入金である。

(注) 社会資本特会道路整備勘定借入金は、旧道路特会借入金である。